



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

号外 1

平成29年7月21日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

条　　例

- 26 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 27 新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(税務課)
- 28 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例(産業立地課)
- 29 新潟県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例(生活安全企画課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第27号)

1 個人の県民税(所得割)に関する規定の整備等

平成29年度税制改正に伴い、個人の県民税の所得割について、県費負担教職員制度の見直しによる指定都市への税源移譲により、納税義務者が指定都市に住所を有する場合の税率を改める等の改正を行うこととしました。(第1条関係)

2 自動車取得税及び自動車税に関する規定の整備

自動車保有関係手続に係るワンストップサービスの運用開始に伴い、自動車取得税及び自動車税の申告書を電子的に受け付けた場合の納付方法について規定することとしました。(第1条及び第2条関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年1月1日から施行することとしました。

◇新潟県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例(新潟県条例第29号)

1 痴漢行為等の禁止

次に掲げる行為を新たに禁止することとしました。(第2条関係)

- (1) 公共の場所又は公共の乗物における卑わいな言動
- (2) 事務所、教室、タクシー等の場所又は乗物及び浴場、便所等の場所におけるぞき見又は盗撮
- (3) 盗撮目的で写真機等を向け、又は設置すること

2 粗暴行為の禁止

公共の場所又は公共の乗物において、刃物等を、人に不安を覚えさせるような方法で携帯することを禁止することとしました。(第3条関係)

3 施行期日

この条例は、平成29年10月1日から施行することとしました。

条　　例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

平成29年7月21日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県条例第26号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4第1号</u>に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、<u>申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった</p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4</u>に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4</u>に規定する<u>里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった</p>

<p>より当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p>	<p>こととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第27号

新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(課税地)	(課税地)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。	2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。
(1) 普通徴収に係る徴収金（ <u>第7号</u> に掲げる徴収金を除く。）賦課すべき日における課税客体の所在地	(1) 普通徴収に係る徴収金（ <u>第5号</u> に掲げる徴収金を除く。）賦課すべき日における課税客体の所在地
(2) 申告納付に係る徴収金（ <u>第5号</u> に掲げる徴収金を除く。）申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地	(2) 申告納付に係る徴収金（ <u>第6号</u> に掲げる徴収金を除く。）申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地
(3) 申告納入に係る徴収金（ <u>第6号</u> に掲げる徴収金を除く。）特別徴収すべき県税に係る店舗又は施設等の場所の所在地	(3) 申告納入に係る徴収金（ <u>第7号</u> に掲げる徴収金を除く。）特別徴収すべき県税に係る店舗又は施設等の場所の所在地
(4) 証紙徴収に係る徴収金（ <u>第63条の2の規定により払い込まれる徴収金を含む。</u> ）賦課すべき日における納税義務者の住所（狩猟税に係る徴収金については、狩猟者の登録の申請書が受け付けられた県の事務所）の所在地	(4) 証紙徴収に係る徴収金 賦課すべき日における納税義務者の住所（狩猟税に係る徴収金については、狩猟者の登録の申請書が受け付けられた県の事務所）の所在地
(5)～(7) (略)	(5)～(7) (略)
3 (略)	3 (略)
(所得割の税率)	(所得割の税率)
第17条 所得割の税率は、100分の4 <u>(所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)</u> とする。	第17条 所得割の税率は、100分の4とする。
(法人の県民税の減免)	(法人の県民税の減免)
第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者（収益事業を行うものを除く。）のうち、必要があると認めるものに対し、県民税を減免する。	第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者（収益事業を行うものを除く。）のうち、必要があると認めるものに対し、県民税を減免する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体	(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
2・3 (略)	2・3 (略)
第39条 (略)	第39条 (略)

(家庭的保育事業の用に直接供する家屋等の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

2 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

3 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

（専有部分の床面積の割合の補正方法の申出）

第44条 施行規則第7条の3第4項（法第73条の2第4項の専有部分の床面積の割合の補正等）又は第7条の3の2第4項若しくは第5項（法第73条の2第5項の専有部分の床面積の割合の補正等）の規定による申出をしようとする者は、別に定めるところにより知事に申し出なければならない。

（自動車取得税の納付の方法）

第56条の2 （略）

2 前項の規定にかかわらず、自動車取得税の納稅義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第122条第1項（自動車取得税の申告納付）の規定による申告書の提出を行う場合には、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

（専有部分の床面積の割合の補正方法の申出）

第44条 施行規則第7条の3第3項（法第73条の2第4項の専有部分の床面積の割合の補正）の規定による申出をしようとする者は、別に定めるところにより知事に申し出なければならない。

（自動車取得税の納付の方法）

第56条の2 （略）

(証紙金額の表示等)

第56条の3 前条第1項後段の規定による証紙の額面金額に相当する金額の表示に関する事務は、新潟県収入証紙条例第5条第2項の証紙の売りさばき人で、知事の指定する者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）において取り扱うものとする。

2 (略)

第61条 次の各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、第59条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバス

(2) (略)

2 (略)

第63条 (略)

(自動車税の徴収の方法の特例)

第63条の2 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第68条の規定による申告書の提出を行う場合には、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条（法第151条の2に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。

第73条 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件のすべてに該当するものが、自動車税の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用

(証紙金額の表示等)

第56条の3 前条後段の規定による証紙の額面金額に相当する金額の表示に関する事務は、新潟県収入証紙条例第5条第2項の証紙の売りさばき人で、知事の指定する者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）において取り扱うものとする。

2 (略)

第61条 次の各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、第59条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバス

(2) (略)

2 (略)

第63条 (略)

第73条 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件のすべてに該当するものが、自動車税の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用

者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、自動車税を減免することができる。

(1) (略)

(2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第22条の28第1項（間接地方税に関する犯則事件についての通告処分等）の規定により通告処分を受けた中古自動車販売業者にあっては、賦課期日において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。

(3) (略)

2 (略)

者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、自動車税を減免することができる。

(1) (略)

(2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の規定により通告処分（料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた中古自動車販売業者にあっては、賦課期日において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。

(3) (略)

2 (略)

（新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定の表中新潟県県税条例第8条の改正に係る部分を次のように改める。

（課税地）

第8条 (略)

2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。

(1) (略)

(2) 申告納付に係る徴収金（第6号に掲げる徴収金を除く。）申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地

(3) 申告納入に係る徴収金（第5号に掲げる徴収金を除く。）特別徴収すべき県税に係る店舗又は施設等の場所の所在地

(4) 証紙徴収に係る徴収金（第69条の2の規定により払い込まれる徴収金を含む。）賦課すべき日における納税義務者の住所（狩猟税に係る徴収金については、狩猟者の登録の申請書が受け付けられた県の事務所）の所在地

(5) (略)

(6) 法第162条第1項（環境性能割の納付の方法）に規定する証紙による徴収以外の現金により徴収する自動車税の環境性能割に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所（県内に住所を有しない場合にあっては、当該自動車の定置場）の所在地

(7) 普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収

（課税地）

第8条 (略)

2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。

(1) (略)

(2) 申告納付に係る徴収金（第5号に掲げる徴収金を除く。）申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地

(3) 申告納入に係る徴収金（第6号に掲げる徴収金を除く。）特別徴収すべき県税に係る店舗又は施設等の場所の所在地

(4) 証紙徴収に係る徴収金（第63条の2の規定により払い込まれる徴収金を含む。）賦課すべき日における納税義務者の住所（狩猟税に係る徴収金については、狩猟者の登録の申請書が受け付けられた県の事務所）の所在地

(5) 法第124条第1項（自動車取得税の納付の方法）に規定する証紙による徴収以外の現金により徴収する自動車取得税に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所（県内に住所を有しない場合にあっては、当該自動車の定置場）の所在地

(6) (略)

(7) 普通徴収による自動車税に係る徴収金 賦課

金 賦課すべき日における自動車の所有者（法第146条第3項（自動車税の納税義務者等）に規定する使用者にあっては、当該使用者）の住所（県内に住所を有しない場合にあっては、当該自動車の定置場）の所在地

3 (略)

第2条の改正規定の表中新潟県県税条例第56条の2及び第56条の3を削る改正に係る部分を次のように改める。

すべき日における自動車の所有者（法第145条第3項（自動車税の納税義務者等）に規定する使用者にあっては、当該使用者）の住所（県内に住所を有しない場合にあっては、当該自動車の定置場）の所在地

3 (略)

(自動車取得税の納付の方法)

第56条の2 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第122条第1項（自動車取得税の申告納付）の規定による申告書又は法第123条第2項（自動車取得税の修正申告納付）の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）に定める証紙をはってしなければならない。この場合には、当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器（別に知事が定める印影を生ずべき印を付したもの）をいう。以下同じ。）で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第122条第1項（自動車取得税の申告納付）の規定による申告書の提出を行う場合は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

(証紙金額の表示等)

第56条の3 前条第1項後段の規定による証紙の額面金額に相当する金額の表示に関する事務は、新潟県収入証紙条例第5条第2項の証紙の売りさばき人で、知事の指定する者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）において取り扱うものとする。

2 知事は、前項の規定により証紙代金収納計器取扱者を指定したときは、これを告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも同様とする。

第2条の改正規定の表中新潟県県税条例第58条及び第59条を加える改正に係る部分を次のように改める。

(環境性能割の納付の方法)

第58条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書又は法第161条第2項（環境性能割の修正申告納付）の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）に定める証紙を貼ってしなければならない。この場合には、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器（別に知事が定める印影を生ずべき印を付したもの）で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書の提出を行う場合には、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(証紙金額の表示等)

第59条 前条第1項後段の規定による証紙の額面金額に相当する金額の表示に関する事務は、新潟県収入証紙条例第5条第2項の証紙の売りさばき人で、知事の指定する者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）において取り扱うものとする。

2 知事は、前項の規定により証紙代金収納計器取扱者を指定したときは、これを告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも同様とする。

第2条の改正規定の表中新潟県県税条例第63条を改め、同条を第69条とする改正に係る部分を次のように改める。

(種別割の証紙徴収の方法)

第69条 種別割の納税者は、法第177条の11第3項（種別割の徴収の方法）の規定によって種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をした際に、新潟県収入証紙条例に定める証紙を第70条の規定により提出すべき申告書に貼ってしなければならない。この場合には、当該証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができ

(自動車税の証紙徴収の方法)

第63条 自動車税の納税者は、法第151条第3項（自動車税の徴収の方法）の規定によって自動車税を払い込むときは、当該自動車について道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をした際に、新潟県収入証紙条例に定める証紙を第68条の規定により提出すべき申告書にはってしなければならない。この場合には、当該証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器で当該金額の表示を受けることに

る。

- 2 第59条から第62条までの規定は、前項後段の場合に準用する。

(種別割の徴収の方法の特例)

第69条の2 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合には、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16(法第177条の12に規定する総務省令で定める方法)で定める方法により払い込まなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中新潟県県税条例第8条の改正(同条第2項第4号の改正を除く。)、第39条の次に1条を加える改正及び第61条の改正並びに第2条及び附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中新潟県県税条例第8条第2項第4号、第17条及び第24条の改正、第56条の2に1項を加える改正、第56条の3の改正並びに第63条の次に1条を加える改正並びに次項及び附則第5項の規定 平成30年1月1日
 - (3) 第1条中新潟県県税条例第44条及び第73条の改正並びに附則第4項及び第6項の規定 平成30年4月1日
(県民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県県税条例(以下「新条例」という。)第17条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 3 新条例第39条の2の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第44条の規定は、平成29年4月1日以後に新築された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。以下「改正法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第73条の2第5項に規定する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分(以下この項において「共用部分」という。)とされた附属の建物を含む。)(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。)を有するものを除く。)の専有部分等(専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。)の附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月1日前に新築された改正法第1条の規定による改正前の地方税法第73条の2第4項の一棟の建物(建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。)の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)の専有部分等の同号に掲げる規定の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 5 新条例第56条の2の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の

より、証紙に代えることができる。

- 2 第56条の3から第56条の6までの規定は、前項後段の場合に準用する。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第63条の2 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第68条の規定による申告書の提出を行う場合には、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条(法第151条の2に規定する総務省令で定める方法)で定める方法により払い込まなければならない。

例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 6 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際改正法附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の規定による通告の旨を履行した日から3年を経過していない者及び同項第3号に掲げる規定の施行の日以後に改正法附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされた通告処分を受けた者に対する新条例第73条第1項第2号の規定の適用については、なお従前の例による。

新潟県条例第28号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）内において、製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>（法第30条に規定する<u>農林水産物等販売業</u>をいう。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に対し、奨励措置を行うことにより、過疎地域の産業を振興し、安定的な雇用を増大することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）内において、製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>（法第30条に規定する<u>情報通信技術利用事業</u>をいう。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に対し、奨励措置を行うことにより、過疎地域の産業を振興し、安定的な雇用を増大することを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第29号

新潟県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

新潟県迷惑行為等防止条例（平成12年新潟県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県民及び滞在者等</u>に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もって<u>その平穏な生活</u>を保持することを目的とする。</p> <p>(痴漢行為等の禁止)</p> <p>第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、ふ頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）に<u>いる人</u>に対して、正当な理由がないのに、不安を覚えさせ、又は<u>羞恥させる</u>ような行為であって、次に掲げるものをしてはならない。</p> <p>(1) 衣服等の上から、又は直接身体に触れる<u>行為で卑わいなもの</u></p> <p>(2) 人が<u>通常衣服</u>等で隠している下着又は身体をのぞき見し、又は無断で撮影すること。<u>ただし、第3項に該当するものを除く。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</u>ただし、第4項に該当するものを除く。</p> <p><u>2 何人も、集会所、事務所、教室、タクシーその他の特定かつ多数の者が利用するような場所又は乗物にいる人</u>に対して、正当な理由がないのに、不安を覚えさせ、又は<u>羞恥させる</u>ような行為であって、前項第2号に掲げるものをしてはならない。</p> <p><u>3 何人も、住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所にいる人</u>に対して、正当な理由がないのに、不安を覚えさせ、又は<u>羞恥させる</u>ような行為であって、第1項第2号本文に規定するものをしてはならない。</p> <p><u>4 何人も、正当な理由がないのに、前3項の場所又は乗物を使用する人の通常衣服等で隠している下着又は身体を無断で撮影する目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を向け、又は設置してはならない。</u></p> <p>(粗暴行為の禁止)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公衆</u>に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もって<u>県民及び滞在者等の平穏な生活</u>を保持することを目的とする。</p> <p>(痴漢行為等の禁止)</p> <p>第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、ふ頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、正当な理由がないのに、<u>他人</u>に対して、不安を覚えさせ、又は<u>しゅう恥させる</u>ような<u>卑わいな</u>行為であって、次に掲げるものをしてはならない。</p> <p>(1) 衣服等の上から、又は直接身体に触れる<u>こと。</u></p> <p>(2) 人が衣服等で隠している下着又は身体をのぞき見し、又は無断で撮影すること。</p>
	(催物における混乱誘発行為等の禁止)

第3条 (略)

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、刃物、鉄棒、木刀その他の人の身体に危害を加えるのに使用されるおそれがある物を、人に不安を覚えさせるような方法で携帯してはならない。

(つきまとい行為等の禁止)

第6条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してはならない。

(1)つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2)・(3) (略)

(4)著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5)電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

(6)・(7) (略)

(8)その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

(1)電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信

第3条 (略)

(つきまとい行為等の禁止)

第6条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してはならない。

(1)つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

(2)・(3) (略)

(4)著しく粗野若しくは乱暴な言動をし、又は郵便等により、若しくはファクシミリ装置を用いて、若しくは電子メールにより、著しく粗野若しくは乱暴な表現を用いた文書を送付し、若しくは送信すること。

(5)電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて、若しくは電子メールにより送信すること。

(6)・(7) (略)

(8)その性的しゅう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的しゅう恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2
条第1号に規定する電気通信をいう。次号にお
いて同じ。)の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその
入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲
覧させることに付随して、その第三者が当該個
人に対し情報を伝達することができる機能が提
供されるものの当該機能を利用する行為をする
こと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。